【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月16日
【会社名】	株式会社大塚家具
【英訳名】	OTSUKA KAGU, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大塚　久美子
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目６番11号
【電話番号】	03(5530)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営管理本部長　狛　裕樹
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目６番11号
【電話番号】	03(5530)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営管理本部長　狛　裕樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式　4,374,000,000円 第３回新株予約権証券　2,610,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,189,610,000円 （注）　新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が2019年12月12日付で提出した有価証券届出書について、新株式及び第３回新株予約権の発行（以下「本第三者割当」といいます。）の割当予定先である株式会社ヤマダ電機から、同社において、同月13日付で、公正取引委員会より、本第三者割当による当社株式の取得に関してヤマダ電機が同月６日付で提出した株式取得届出に係る株式取得禁止期間を提出日から７日間に短縮する旨及び排除措置命令を行わない旨の通知書を受領した旨の連絡がありました。これを受けて、当社及び株式会社ヤマダ電機は、新株式及び第３回新株予約権の払込みを2019年12月30日とすることを決定したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　募集要項
　　２　株式募集の方法及び条件
　　（２）募集の条件
　　４　新規発行新株予約権証券(第３回新株予約権証券)
　　（１）募集の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

２ 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
145.8	72.9	100株	2019年12月30日 ～2020年１月10日	―	2019年12月30日 ～2020年１月10日

(中略)

５．本新株式発行に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）における株式取得に関する計画届出書を、ヤマダ電機は2019年12月６日に提出しており、同日付で受理されております。当該届出に基づく待機期間の短縮を申請しておりますが、その日程は確定していないため、払込期間として設定しております。

(後略)

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
145.8	72.9	100株	2019年12月30日 ～2020年１月10日	―	2019年12月30日 ～2020年１月10日

(中略)

５．本新株式発行に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）における株式取得に関する計画届出書を、ヤマダ電機は2019年12月６日に提出しており、同日付で受理され、同社は、同年12月13日付で、公正取引委員会より本第三者割当による当社株式の取得に関してヤマダ電機が同月６日付で提出した株式取得届出に係る株式取得禁止期間を提出日から７日間に短縮する旨及び独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の連絡を受けております。これを受け、当社とヤマダ電機は、上記払込期間における払込日を2019年12月30日とすることを決定しております。

(後略)

４ 【新規発行新株予約権証券(第３回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	90,000個(新株予約権１個につき100株)
発行価額の総額	2,610,000円
発行価格	１個につき29円(新株予約権の目的である株式１株あたり0.29円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2019年12月30日～2020年１月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社大塚家具　経理部 東京都江東区有明三丁目６番11号
払込期日	2019年12月30日～2020年１月10日
割当日	2019年12月30日～2020年１月10日の払込みが行われた日と同日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行　本店営業部 東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

(中略)

３．申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期間中に当社とヤマダ電機との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額（会社法上の払込金額）の総額を払込むものとします。

(後略)

(訂正後)

発行数	90,000個(新株予約権１個につき100株)
発行価額の総額	2,610,000円
発行価格	１個につき29円(新株予約権の目的である株式１株あたり0.29円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2019年12月30日～2020年１月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社大塚家具　経理部 東京都江東区有明三丁目６番11号
払込期日	2019年12月30日～2020年１月10日
割当日	2019年12月30日～2020年１月10日の払込みが行われた日と同日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行　本店営業部 東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

(中略)

３．申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期間中に当社とヤマダ電機との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額（会社法上の払込金額）の総額を払込むものとしておりました。上記２（２）注５．に記載のとおり、ヤマダ電機は、同年12月13日付で、公正取引委員会より本第三者割当による当社株式の取得に関してヤマダ電機が同月６日付で提出した株式取得届出に係る株式取得禁止期間を提出日から７日間に短縮する旨及び独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の連絡を受けており、これを受け、同社及び当社は、上記申込期間における2019年12月30日を第３回新株予約権の申込期日及び払込期日として総数引受契約を締結すること、及び、同日付で当社がヤマダ電機に対して株

式を割り当てることとしております。

（後略）